

長 建 産 発 第 3 3 号
令 和 2 年 6 月 1 7 日

会 員 各 位

長崎県建設産業団体連合会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

I Tを活用した建築士法に基づく重要事項説明の社会実験の実施について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、建築士法第24条の7第1項に基づき、建築士事務所の開設者は、設計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士その他の当該建築士事務所に属する建築士をして、重要事項を記載した書面を交付して説明をさせなければならないこととされております。

本規定については、従来、対面による説明を行うことを前提に運用されておりましたが、今般、新型コロナウイルス感染症の拡大等に鑑み、テレビ会議等のI Tを活用した重要事項の説明（以下「I T重説」という。）を行った場合についても、当面の暫定的な措置として、建築士法第24条の7第1項の規定に基づく説明として扱うこととし、また、中長期的なI T重説の在り方については、今後社会実験の実施等を進めることとした旨、全国建産連を通じ国土交通省住宅局建築指導課長より周知依頼がまいりましたのでお知らせ申し上げます。

また、社会実験を実施する関連団体の公募が行われておりますので、詳細については別紙の応募要領等をご参照願います。